

令和8年宇治田原町文教厚生常任委員会

令和8年6月11日

午前10時開議

議事日程

日程第1 各課所管事項報告について

○福祉課所管

- ・令和8年度介護保険料当初賦課状況について
- ・地域福祉計画アンケート結果（報告）について

○健康医療課所管

- ・令和8年度国民健康保険税当初賦課状況について

○子育て支援課所管

- ・地域子育て支援センター事業（令和7年度事業報告）（令和8年度事業計画）について

日程第2 付託議案審査

議案第51号 総合文化センター「さざんかホール」特定天井等改修工事
請負契約締結について

議案第52号 体育施設集約化工事請負契約の締結について

日程第3 各課所管事項報告について

○学校教育課所管

- ・夏の思い出小学校プール開放について

日程第4 その他

1. 出席委員

委員長	9番	山内実貴子	委員
副委員長	8番	上野雅央	委員
	5番	山本精	委員
	7番	浅田賢茂	委員
	11番	田中大典	委員
	12番	原田周一	議長

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町 長	勝 谷 聡 一 君
教 育 長	南 亮 司 君
健 康 福 祉 理 事	立 原 信 子 君
教育次長兼学校教育課長	矢 野 里 志 君
企 画 財 政 課 長	中 地 智 之 君
福 祉 課 長	太 田 智 子 君
福 祉 課 課 長 補 佐	茨 木 伸 悟 君
健 康 医 療 課 長	廣 島 照 美 君
健康医療課課長補佐	田 中 辰 也 君
子育て支援課課長補佐	星 野 聖 美 君
宇治田原立保育所長	山 下 愛 子 君
宇治田原町立保育所 課 長 補 佐	檜 木 忍 君
地 域 子 育 て 支 援 セ ン タ ー 所 長	時 田 美 喜 代 君
学校教育課課長補佐	酒 井 隆 司 君
学校教育課課長補佐	重 富 康 宏 君
社 会 教 育 課 長	田 村 徹 君
社会教育課課長補佐	木 村 幸 治 君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	西 尾 岳 士 君
専 門 官	松 元 大 和 君

開 会 午前10時00分

○委員長（山内実貴子） 皆さん、おはようございます。

本日は、文教厚生常任委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本日の委員会は、6月8日の開会日に上程され、付託されました議案第51号及び議案第52号の2議案の付託議案審査及び各課所管事項報告につきまして、お手元に配付いたしました日程表により審査を行うことといたします。また、町当局よりの資料につきましてもお手元に配付いたしておりますので、ご確認願います。

付託議案につきましては、委員各位の慎重な審査をお願いいたします。

本日の委員会において、不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） 異議なしと認めます。

ここで、理事者より発言を求められておりますので、これを許します。勝谷町長。

○町長（勝谷聡一） 皆さん、改めまして、おはようございます。

本日は、令和8年第2回の文教厚生常任委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。

また、当委員会の山内委員長はじめ委員の皆様方には、いろいろとお世話になりますが、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

さて、近畿地方では、6月4日に梅雨入りをしました。これに先立って、6月3日には、台風6号が和歌山の南部に上陸をしまして、幸いにも本町には大きな被害は発生しなかったところで胸をなで下ろしたところでございます。

また、それにも先んじまして、5月29日には、気象の情報、防災気象情報につきましての変更がご覧のとおりあったかと思えます。警戒のレベルというのが出まして、分かりやすくなり、また、大雨と土砂災害が切り分けられたという部分で、より誰にも分かりやすくなったかなと思うところでございます。

このように、情報の発信の仕方もアップデートされておりますが、私ども防災・減災に取り組む役場、町行政といたしましても、職員を含めまして、アップデートしていくことが何よりも重要だというふうに思っているところでございます。

これから梅雨本番を迎える中でございますけれども、これまで以上に気を引き締めてしっかり対応に努めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

先の予定になりますが、この日曜日、6月14日には、総合文化センターでご案内をさせていただいておりますとおり、うじたわら大学、ことぶき大学からうじたわら大学というふうにターゲット広げて、名称変更してございます。本大学が世代を超えた交流の場となって多様な学習ニーズに応えるよう進めてまいりたいと思っております。議員各位におかれましては、この6月14日の入学式、生涯学習講演会にご参加を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

そして、先般になりますが、新聞でも報じられておりますが、京都府を通じて公表されました令和7年度の国勢調査についてでございます。速報値というところでございますが、本町の人口は8,453人というところで、5年前から5.1%の減というところで、隣の井手町と同じ減少率となったというところでございます。本町の第6次の総合計画に掲げたこの時点での将来人口を90人下回る結果となっております。現実として真摯に受け止めをさせていただきたいというところもございます。

一方で、人口というたしかに数字という部分もございますが、私はこれまでからも申し上げておりますが、人の顔の見える関係性であったり、その人が町の担い手として、どれだけ関わっていただけるかという部分につきましても大変このまちづくり、または町の存続という部分につきましては、大変大切になってくるというふうに思っております。その部分につきましては、もちろん信頼というところ、相互の信頼というところがあると思います。それはもちろん住民の方同士でもありますし、我々行政との関係という部分でもそのように思っております。

同様に、その源泉といいますか、行動の元になるのが、この町への愛着や誇りだというふうな部分であると思っております。このあたりシビックプライドという横文字を使わせてもらって大変恐縮ではございますけれども、シビックプライドの醸成から、そして人の関係性の質というところも重要視をしたまちづくりというのを進めてまいりたいというふうに思っています。

そういう中で、やはり笑顔というものが生まれてきて、一方で、私ども町村長の中では、やっぱりもちろん人口というものが減ることは、是やというふうにはしていませんが、ただ、やはり質の部分というのが、大変フューチャーをしている部分がございまして、笑顔があるまちは基本的に消えることはないというようなことも皆で話し合いながら、同じ首長の長として、今、切磋琢磨している部分もございます。

そういった文脈の中でになりますが、広報紙の中でも掲載をさせていただきましたが、6月23日から29日にかけて、町政懇談会というところで、今、この町の状況という

部分、そして、今申し上げた確かに人口減少という部分は重きは受け止めますが、一方で、ここにいらっしゃる方々がやはりこの町の担い手としてどれだけ共に歩んでいただけるかという部分が非常に重要やということを丁寧に対話を重ねてまいりたいと思っております。そういうところで、町政懇談会を全区のほうに区長様の協力をいただきながら、足を運んでまいりたいと思っております。

住民の皆さんとのざっくばらんな意見交換という部分と、こういうふうな現実的で、そしてちょっと未来志向なお話というのも限られた時間ではありますが、全11区回らせていただきたいと思いますので、議員各位におかれましても、ご理解、ご支援を賜りたいなというふうに思っているところでございます。

さて、本日は、先ほど委員長からもございましたように、本委員会に付託をされました議案並びに各課所管事項報告につきましてご審査をいただきたいというふうに存じます。それぞれの議案及び報告内容につきましては、後ほど各課の担当よりご説明をさせていただきますが、どうかよろしくご審議をいただき、議案につきまして可決すべきものと決していただきますようお願いを申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（山内実貴子） ありがとうございます。

ただいまの出席委員数は5名でございます。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の文教厚生常任委員会を開きます。

これより議事に入ります。

◎各課所管事項報告について

○委員長（山内実貴子） 日程第1、各課所管事項報告についてを議題といたします。

福祉課所管の令和8年度介護保険料当初賦課状況について説明を求めます。

太田福祉課長。

○福祉課長（太田智子） それでは、福祉課所管分の介護保険料当初賦課状況についてご報告をさせていただきます。

A4横1枚物の資料をご覧ください。

令和8年度介護保険料につきましては、6月1日に賦課作業を行いまして、昨日、6月10日に被保険者の方々に通知書を発送をしたところでございます。

保険料につきましては、令和6年度から令和8年度の3か年を期間といたします第9期介護保険事業計画による額としておりまして、被保険者の方々の所得等に基づきまし

て、資料記載の表のとおり、第1段階から第15段階までの区分を定めております。

基準額となります第5段階は年額7万4,300円と設定しております。

第1段階から第4段階までが、左から3列目、算定方法と書いた列に記載しておりますとおり、軽減割合を乗じた区分となっております。令和8年度第1段階から第4段階までの方々の合計といたしましては945人、昨年度と比べまして60人の減少という結果になっております。対しまして、第7段階から第15段階までの方々は981人、昨年度と比べまして64人の増加となりました。

次に、表の一番下をご覧ください。

対象者65歳以上の第1号被保険者の数が令和8年度、一番下の行の右端でございますが、令和8年度では2,813名、その左隣が令和7年度の数字となっております2,828名で、昨年度と比べまして、被保険者は15名の減少となっております。

また、表の枠外、一番下部分には、賦課合計額と予算額を記載しております。賦課合計額といたしまして、令和8年度は2億2,536万700円、令和7年度と比較をいたしますと452万3,400円の増額となっておりますのでございます。

なお、賦課合計額を第1号被保険者数で割り返した1人当たりの保険料につきましては、年間8万114円となっております、令和7年度と比較いたしますと2,025円の増加となっておりますのでございます。

説明につきましては以上です。

○委員長（山内実貴子） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、地域福祉計画アンケート結果（報告）について説明を求めます。

茨木福祉課課長補佐。

○福祉課課長補佐（茨木伸悟） では、地域福祉計画アンケート結果についてご説明いたします。

クリップ止めしております宇治田原町地域福祉計画策定に向けたアンケート調査調査結果報告書をご覧ください。

まず、1ページ目、調査の内容です。

前回の委員会でもご説明しましたが、このアンケートは、町内在住の18歳以上の住民2,000人の方に実施をしております。

今回は郵送での回答とウェブでの回答のどちらも可としておりまして、回収率は5番にありますように37.1%でした。また、回答者741件のうち150件、約20%がウェブによる回答でありました。なお、記述回答につきましては、誤字や脱字と思われるものも原則としてそのまま調査票に記載されてあるとおりにしております。

続いて、調査結果についてご説明いたします。

3ページ目以降が各設問の回答結果ですが、設問項目の全てをご説明しますとお時間の関係もございますので、本日は今回初めて設けた設問を中心にご説明いたします。

まず、13ページから16ページにかけての問いの10、問いの11についてご説明いたします。

こちら、孤独・孤立対策に関する内容であります、「週1回以上家族以外の誰かと話をすることがある」というのは、全ての世代で「常にある」が最も多く、「独りぼちだと感じる」というのは全ての世代で「全くない」が最も多い回答ですが、年齢層が高くなるほどその割合が低くなっております。

続きまして、20ページから24ページにかけて、問いの13から問いの17についてです。

こちらは新たに策定する再犯防止推進計画に関する内容であります、問いの13「宇治田原町は犯罪が多いと感じていますか」につきましては、「そう思わない」「どちらか」というと「そう思わない」を合せると約75%となっております。

22ページの問いの15です。

「再犯防止に関する民間協力者や組織であなたが知っているものはありますか」という設問に対しまして、回答者の5割以上が「保護司」を選択している一方で、「どれも知らない」という回答も4割近い方が選択をしております。

その下、問いの16では「犯罪を犯した人が再び犯罪をしないように社会の中で支援していくためにはどのようなことをすべきだと思いますか」という設問につきましては、回答者の7割近くが「雇用が確保されること」を選択しています。

また、その設問に関しての記述回答につきましては、23ページのとおりでございます。

続いて、27ページをご覧ください。こちら、問いの19です。

こちらは「相談窓口について知っていますか」という質問ですが、「知らない」と回答された方の割合は全体的に減っております。

また、この選択肢につきまして、今回新たに「社会福祉協議会」を加えました。その結果は33ページになります。相談窓口についてということで社会福祉協議会という選択肢を設けたんですけれども、こちら33ページのとおりですが、年齢が上がるにつれて

「よく知っている」という割合が高くなっています。

続いて、42ページ、問いの25です。

こちら今回新たに設けた問いですが、「理由は分からないけれども、身近な人がいつもと違った様子でつらそうに見えたときにあなたはどうしますか」に対しては、ご覧のような結果となっております。回答のBやCのように、こちらから声をかける方は半分近くおられるようですが、「先回りして相談先を探しておく」となると、大多数の方が「あまりしない」または「しない」と選択されています。

続きまして、65ページをご覧ください。

問いの37です。「あなたやご家族は日常生活において次のような移動に困ることがありますか」の問いですが、「特に困ることはない」が最も多い回答でした。先日開催しました地域福祉計画策定委員会でもこの点はありませんでしたが、恐らく車を運転できる間は特に困ることはないのではという意見がありました。

次の問いの38です。「宇治田原町で移動に困っている人を支えるために、次のような取組があれば利用したい。あったほうがよいと思うものをお選びください」では、「特に必要だと思うものはない」が9.4ポイントということで、少なく、やはり移動に困ることになれば、こういったものが必要になるという意識は持っておられるのではないかなというふうに思います。

続いて、77ページに移りまして、問いの44です。

「社会情勢の変化により貧困問題、ヤングケアラー、ダブルケア、8050問題などのニュースが報道されていますが、あなたは報道の内容などについて知っていますか」という問いは、こちら前回も項目に上げておりまして、比較しますと「一部知っている」という回答が前回より14.9ポイント増えております。

続いて、82ページに移ります。問いの45です。

「次のような法律があることを知っていますか」という今回初めての設問ですが、孤独・孤立対策推進法と認知症基本法は「名前も内容もよく知らない」が6割以上という結果になりました。

最後、94ページになります。問いの50です。

「スマートフォンやパソコン、タブレットの使い方について町や地域で学べる場や相談の場があれば利用したいと思いますか」は、「ぜひ利用したい」「内容によっては利用したい」が合わせると53.6%となっております。

95ページ以降は自由記述となっております。

以上で説明を終わります。

○委員長（山内実貴子） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。山本委員。

○委員（山本 精） 長いアンケートの調査ということになっていると思うんですけども、1つだけちょっとお聞きしたかったのが、2,000名の方に郵送して配布したと。このアンケート結果の年齢別の結果の状況を見てみたら、やっぱり若い世代が少ないですよ。これは、この辺も含めて均等的に配布をしているのかどうか、その辺はどうなんでしょうか。例えば2,000人やったら、これ、9段階に分かれていますから、例えば200通ずつ、200世帯かな、200人ずつに分けてやっているのか、それとは別にもう無作為にやっているのか、その辺はどうだったんでしょうか。

○委員長（山内実貴子） 茨木補佐。

○福祉課課長補佐（茨木伸悟） 配布の対象ですけれども、特にこの世代で、世代ごとに例えば200ずつというような分け方ではなくて、あくまで全体の割合に応じてなっておりますので、年齢層が少ないところにつきましては、どうしても配布している枚数も少なくはなります。その上でさらに回答率というのが、こちらに出ている数字になります。

○委員長（山内実貴子） 山本委員。

○委員（山本 精） そうでしたら、なかなか分析の仕方も難しいかなと思うんですけども、例えば当然ウェブ回答なんかで言えば、QRコード見れば、誰でもできるという形になると思うんですけども、その辺の推奨というか、もう少しそういう点で言えば、2,000人より多くなるとは思うんですけども、ひょっとしたら。そんなことも考えられないんでしょうか。

○委員長（山内実貴子） 太田課長。

○福祉課長（太田智子） あくまでこちらの計画、アンケートにつきましては、地域福祉計画策定委員会の中でご議論いただいていることですので、次回アンケートにつきましては、どのような方策で実施するのかは、また委員会の中で協議していただくことになります。

○委員長（山内実貴子） 山本委員。

○委員（山本 精） 分かりました。

できる限り世代分布きちっとしていただきたいなというふうには思います。

以上です。

○委員長（山内実貴子） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ないようですので、これにて福祉課所管事項報告の質疑を終了いたします。

次に、健康医療課所管の令和８年度国民健康保険税当初賦課状況について説明を求めます。田中健康医療課課長補佐。

○健康医療課課長補佐（田中辰也） それでは、健康医療課所管事項報告といたしまして、令和８年度国民健康保険税当初賦課状況についてご説明を申し上げます。

資料はＡ４両面印刷一枚物でございます。

国民健康保険の算定と関係してまいります住民税と介護保険料の賦課に続きまして、令和８年６月５日を本算定日とした賦課作業を実施いたしまして、本日付で約１,１００世帯に納税通知書を送付させていただいております。

今年度の賦課状況は次のとおりでございます。

１の賦課状況の当初賦課額というところを見ていただきたいんですけども、賦課後の欄が今回の額になります。

今年度から子ども・子育て支援金分が新たに課税されることになりましたことに加え、今後の国保運営を見据えた税率の引上げ改定の下、当初賦課を行いました。

こちらの医療分でいいますと、１億３,６８２万１,９００円、介護分２,１０８万８,５００円、支援金分５,３３６万２,９００円、子ども分５８０万６,６００円、賦課調定額の合計は２億１,７００万９,９００円で、当初予算積算時の２億９６５万６,０００円と比較し、約７４０万円、約３.６％の増額という結果です。

次に、真ん中の表なんですけど、昨年度の当初賦課状況と比較したものでございます。

種別ごとの内訳としてまとめておりまして、医療ですとか、介護分とか、いずれの課税区分におきましても、調定額、税額算出の基礎となります基準所得額などが増額となっておりまして、子ども分を除く従来の３区分で比較しましても、約７.３％で１,４００万円ほどの増額、また、新たに賦課することになった子ども分を加えますと、約２,０００万円の増額という状況です。

一番下の参考表のとおり、国保加入世帯ですとか被保険者数は、昨年度から大きな増減はございませんでした。

こうした状況から全体として増額となりましたのは、税率改定の影響はもちろんでございますが、昨年度と比較し、被保険者の所得が増加していることが大きな要因と言えます。この所得の増加なんですけれども、２段目の表の基準所得額を見ていただきますと、

合計で約4億円弱増加しており、1人当たりの所得額で見ましても、全世帯で約25万円、介護分の納付いただく40歳から64歳までの世帯では、約40万円の増額が確認できるところです。

次に、裏面をご覧ください。

国のほうで、令和8年度国保の制度改革が行われましたが、それによる影響についてご説明を申し上げます。

主な税制改正が2つ行われておりまして、昨年度と同じく、1つ目が賦課限度額の改正、2つ目に低所得層の税負担を軽減するための所得基準の改正でございます。本町におきましても、国と同様の改正を今回行っております。

まず、1つ目の賦課限度額の改正ですが、医療給付費が増加している状況を踏まえ、中間所得層に配慮し、負担能力を有する高所得層に応分の税負担を求めるため、1段目の表のとおり、医療分において限度額を1万円引き上げております。また、新設の子ども・子育て支援金分においては、限度額を3万円として新たに設定されているところです。これによりまして、国民健康保険税全体の賦課限度額は、昨年度の109万円から4万円増え、113万円となりました。

参考としまして、本町の状況を2段目の表にお示ししておりますが、限度額超過世帯、超過額とも、昨年度から増加しております。

先ほどご説明いたしました賦課額の増額幅に対して、賦課限度額の引上げ幅が緩やかであったため、こうした結果になっておるものでございます。

次に、2つ目の改正内容についてです。

低所得層の税負担軽減を図るため、昨年度に引き続き応益割の5割軽減、2割軽減を受けるための所得基準の計算式が改正されております。

具体的に申し上げますと、3段目の表になるんですが、被保険者に乗じることができる額として、5割軽減では、昨年度までは30万5,000円だったものが、31万円と5,000円の引上げが行われておりまして、2割軽減では、同じく56万円から57万円と1万円の引上げが行われております。

世帯の所得が前年度より高くなっても、同じ軽減が適用されるという改正になりますので、ここで言う所得基準の引上げは、被保険者・低所得者層にとって有利な改正と言えます。

4段目の表に今回医療分のみになりますが、結果をお示しております。改正のなかった7割軽減対象を含め、全ての軽減割合において対象となる世帯数、被保険者数とも減

少しておりまして、減少対象となった税額という意味では、均等割分においては、微増し、平等割分においては、ほぼ横ばいという結果になりました。

こちらにつきましても、1人当たりの所得増加、ひいては、世帯所得の増加に加え、税率改定が反映した状況となっております。

以上、説明とさせていただきます。

○委員長（山内実貴子） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ないようですので、これにて健康医療課所管事項報告の質疑を終了いたします。

次に、子育て支援課所管の地域子育て支援センター事業（令和7年度事業報告）（令和8年度事業計画）について説明を求めます。時田地域子育て支援センター所長。

○地域子育て支援センター所長（時田美喜代） それでは、子育て支援課所管、地域子育て支援センター事業（令和7年度事業報告）（令和8年度事業計画）について私のほうからご説明申し上げます。

資料の1ページをご覧ください。

地域子育て支援センター情報ネットワークについてご説明いたします。

右上の地域の子育て関連の情報の提供・相談の中に、こども家庭センターが追記となっています。こども家庭センターにつきましては、次のページで説明させていただきたいと思います。

続きまして、2ページをご覧ください。

令和7年度地域子育て支援センター事業報告についてご説明いたします。

事業概要はご覧のとおりとなっています。

先ほど情報ネットワークにこども家庭センターの追記をさせていただきました。子育てサービス利用支援事業は、これまで基本型と母子保健型として運営してきたところですが、国の制度改正により、本町においても令和7年度10月にこども家庭センターを設置し、母子保健型が、こども家庭センター型として位置づけられることになりました。

こども家庭センターは、妊娠期から子育て期までの全ての妊産婦と子育て世帯に対して母子保健機能と児童福祉機能の両面から切れ目ない支援を行うことを目的としていますが、子育て支援センターの事業内容や利用方法などには、大きな変更はございません。

今後も関係機関との連携をさらに強化して、地域の実情に応じた支援の充実に努めて

いきたいと考えています。

続きまして、3ページをご覧ください。

地域子育て支援センター事業についてご説明いたします。

おととしの夏祭り同様、昨年度は秋のミニ運動会を土曜日に開催しました。土曜日に授業を行うことで、父親や祖父母等の参加が増えています。

また、感染症拡大以降中止していた餅つきを再開することができ、地域ボランティアの方々にご協力いただき参加された皆様に大変喜んでいただくことができました。

童歌遊びでは、サークルスタッフの皆さんとの関わりを楽しみながら、心地よい童歌に合わせて親子の信頼関係を深めていただいています。センター利用者の方の中には、お子さんが低月齢であることから、まだ参加は無理だと思われる方もおられるため、保護者の気持ちに寄り添いながら、お誘いしていきたいと考えています。

食育広場については、参加できるお子さんの年齢に合わせて、管理栄養士と共に内容を検討し、食生活改善推進員協議会の方々にもご協力いただき、様々なメニューを親子で楽しく作っておいしくいただくことができました。

おでかけ広場では民生児童委員協議会の方々にも各地域でお世話になり、参加された親子と交流を深めていただいているところです。

引き続き地域の触れ合いの中で、子育て家庭の様々な人間関係をさらに深められるよう、事業を展開していきたいと考えています。

続きまして、4ページをご覧ください。「パパママハッピープロジェクト」子育て家庭応援事業についてご説明いたします。

ベビータッチやお茶教室、土曜日開催の親子遊びなどの体験型講座の参加は多く、親子の触れ合いの時間を楽しんでいただいています。保育ルームを設けた講座の参加が以前に比べ減少してきています。お子さんを保育ルームに預けることに抵抗のある方もおられるため、乳幼児健診やポスティング、町広報に加え、町内の保育所や幼稚園へのチラシ掲示をお願いして、講座の内容や子育てに役立つ情報などを周知し、参加を募っていききたいと考えています。

続きまして、5ページをご覧ください。

ファミリー・サポート事業についてご説明いたします。

○委員長（山内実貴子） 暫時休憩します。

休 憩 午前10時35分

再 開 午前10時39分

○委員長（山内実貴子） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。時田所長。

○地域子育て支援センター所長（時田美喜代） 大変失礼いたしました。

それでは、続きまして、ファミリー・サポート事業についてご説明いたします。

活動数は、預かりが6件、送迎が12件となっています。出産後、上のお子さんの保育所送迎や支援センタープレイルームを利用した短時間の預かりなどがありました。

引き続き援助会員、両方会員の増員が課題となっていますので、利用者のニーズに応えられるよう周知の方法を検討しながら取り組んでいきたいと考えています。

続きまして、6ページ目をご覧ください。

子育てサービス利用支援事業についてご説明いたします。

臨床心理士による子育て相談は、相談予約のない月には、プレイルーム利用者との座談会を行っています。日常の子育てについて臨床心理士の投げかけにより、利用者同士が近況や体験談などを話すことで、気づきや安定した子どもとの関係づくりのきっかけにつながっていると感じています。

利用者の中には、周囲から見ると、子育ての難しさや関わりにくさを感じられるものの保護者自身はその困り感を十分に認識されていない場合もあります。子育てに悩みを抱えながらもどうしていいかわからずに不安を感じておられた方が、センター利用をきっかけに相談につながったケースもありました。早期の気づきと丁寧な関係づくりの重要性を改めて感じているところです。

続きまして、7ページ目をご覧ください。

令和7年度の成果と課題についてご説明いたします。

成果のほうは、2点挙げさせていただいております。

1つ目の土曜日のセンター開放としましては、平日利用が難しい家庭が家族で利用できるようになり、同じ場所で子どもの成長を感じ合うことでコミュニケーションの活性化にも役立っています。平日利用されている方とは違った方々の利用で、地域の中で子育てを支える雰囲気づくりにもつながっています。

2つ目の季節行事を通して広がる地域とのつながりとしては、夏祭りや餅つきといった季節行事にたくさんの方に参加していただきました。夏祭りには、民生児童委員の方々、また、餅つきでは、地域ボランティアの方々にご協力いただき、世代を超えた交流ができ、地域で子育てを支える意義深い取組となりました。

課題も2点上げさせていただいております。

1つ目の地域子育て支援センターの役割としましては、核家族や地域とのつながりの

希薄化で育児不安や負担を抱え込みやすく、社会的孤立が課題となっています。ひとり親家庭や外国籍家庭などへの配慮も必要なため、地域の実情を把握しながら関係機関と連携し、今後もよりよい支援ができるよう努めてまいります。

2つ目の三世代交流を見据えた子育て支援の充実としましては、土曜日のセンター開放により、父親や家族での利用が増えたことで、今後は父親参加の促進、また、祖父母世代を含めた多世代での関わりを意識しながら、地域全体で子育て力を高めていきます。

続きまして、8ページをご覧ください。

令和7年度利用人数表についてご説明いたします。

地域子育て支援センターの令和7年度各事業の利用人数は、表のとおりとなっています。

利用者支援事業の利用人数は、プレイルーム利用者の日常の相談や臨床心理士による子育て相談の人数となっています。

土曜日のセンター開放の人数については、一般の人数に入れていますが、平均9家庭、25人程度の利用があり、そのうち父親や祖父母との利用が3から4家庭となっています。次回からセンター利用人数についても表の項目に追加する予定です。

全体の利用者は4,636名となっています。また、新規利用者につきましては41家庭で、人数は112名となっています。

続きまして、9ページをご覧ください。

令和8年度事業概要についてご説明いたします。

令和7年度は、土曜日のセンター開放を講座やイベントのない月に年6回行いましたが、令和8年度は午前中に講座やイベントがある日の午後にも年4回センター開放を行う予定です。

令和8年度も、例年の事業内容を基本に、先ほど説明させていただきました課題への取組と併せて事業を進めていきたいと考えております。

最後のページに令和7年度の地域子育て支援センター行事予定をとじておりますので、ご覧ください。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（山内実貴子） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。浅田委員。

○委員（浅田賢茂） それでは、私のほうから、土曜のセンター開放についてお伺いをいたします。

この土曜日センター開放をされたことによって、ご家族、お父さん、祖父母の方が来られるということは書いてあったんですけれども、こちら平日等に関しても、おじいさん、おばあさんがお孫さんを連れてこられるということはあるのでしょうか。

○委員長（山内実貴子） 時田所長。

○地域子育て支援センター所長（時田美喜代） 数は少ないんですけれども、おばあさんと一緒に来られる方が数名おられます。おじいさんは、本当に1人おられたくらいでした。

○委員長（山内実貴子） 浅田委員。

○委員（浅田賢茂） 本当に我々もまだ子育て世代なんですけれども、共働きで、特に宇治田原、おじいさん、おばあさんがおられて、おじいさん、おばあさんがまた見ていただくというご家庭が大変多いかと思います。そうなったときに、子育て支援センター、役場の広場が気分転換にふらっと来られる環境づくりがあればいいかなというふうに思います。

その中で、またおじいさん、おばあさん同士とのコミュニケーションがそこで取れば、お孫さんの話であったり、そういうところがあるよというのをもっと周知もしていただいて、そこは各課の垣根を皆さん越えていただいて、お孫さんを連れてこられるところあるよというのをお年寄りが集まってこられる、そういうイベント等でも発信していただけて、もっといろんな方が寄ってコミュニティーが、もう子どもさん少なくなっているんですけれども、それをまた強みにして、コミュニティーを強くしていただけたらなと思います。

すみません、以上です。

○委員長（山内実貴子） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ないようですので、これにて子育て支援課所管事項報告の質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります各課所管事項報告についてを終了いたします。

これで日程に掲げております、ただいま出席の所管分の各課所管事項報告を終了いたしますが、その他、委員から何かございましたら挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ないようですので、当局から何かございませんか。

（「ないです」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子）　ないようですので、これで、ただいま出席の所管課に係る事項を終了いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

休　　憩　　午前10時47分

再　　開　　午前10時49分

○委員長（山内実貴子）　休憩前に引き続き会議を始めます。

ここで、理事者より発言を求められておりますので、これを許します。南教育長。

○教育長（南　亮司）　改めまして、おはようございます。

委員会開催に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

この間、学校では多くの行事がございました。

まず、小学校のほうで、5月12日から1泊で伊勢方面へ、中学校は5月21日から2泊で信州方面へ立山・白馬方面への修学旅行終えまして、楽しい思い出づくりができたように思います。

また、小学校では、ふるさと学習でお茶摘みやお茶漬け給食など、地域のよさを再発見する機会がございました。

小・中学校とも学校公開も行いましたが、また機会があれば、ご参加いただけたらと思っております。

一方、社会教育では、スポーツ協会の総会、また総合開会式、そして、同時期に文化協会の総会も行われ、本年度の活動が本格的にスタートいたしました。

また、委員の皆様には既に案内もさせていただいておりますが、今週14日日曜日、ことぶき大学の名称が変わりまして、うじたわら大学の開校式、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、付託議案2件、報告事項として1件ですので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（山内実貴子）　ありがとうございました。

それでは、引き続き教育委員会所管分に係る事項について進めます。

◎付託議案審査

○委員長（山内実貴子）　日程第2、付託議案審査について。

◎議案第51号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（山内実貴子） 議案第51号、総合文化センター「さざんかホール」特定天井等改修工事請負契約締結についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。田村社会教育課長。

○社会教育課長（田村 徹） 改めまして、おはようございます。

先ほど教育長の挨拶にもありましたけれども、スポーツ協会の総会、総合開会式のほうにはご出席いただきましてありがとうございました。また次の日曜日、うじたわら大学入学式、生涯学習講演会を開催いたしますので、ご都合がよろしければ、ご出席いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、議案第51号、総合文化センター「さざんかホール」特定天井等改修工事請負契約締結につきましてご説明申し上げます。

お手元のほうにあります議案書、議案第51号と資料のほうを併せてご覧いただきますようよろしくお願いいたします。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定により工事の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的、工事名につきましては、総合文化センター「さざんかホール」特定天井等改修工事でございます。さざんかホールの特定天井の改修並びに照明設備をLEDとするものでございます。5月28日に電子入札による一般競争入札を実施いたしまして、契約金額、いわゆる請負金額ですね、2億9,351万6,300円で宇治市内の株式会社M－westが落札され、6月4日に仮契約を締結をしたところでございます。この仮契約につきましては、本議案をご可決いただきました後に本契約として成立するものでございます。

以上、よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（山内実貴子） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は、挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ないようでございますので、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） 異議なしと認めます。

議案第51号の討論を行います。直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山内実貴子) 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(山内実貴子) 挙手全員であります。よって議案第51号、総合文化センター「さざんかホール」特定天井等改修工事請負契約締結については、原案どおり可決すべきものと決しました。

◎議案第52号の説明、質疑、討論、採決

○委員長(山内実貴子) 次に、議案第52号、体育施設集約化工事請負契約の締結についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。田村社会教育課長。

○社会教育課長(田村 徹) それでは、続きまして、議案第52号、体育施設集約化工事請負契約の締結につきましてご説明申し上げます。

議案第52号の議案書と資料のほうを併せてご覧いただきますようよろしくお願いいたします。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定によります工事の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的、工事名につきましては、体育施設集約化工事でございまして、プール、トレーニングセンター棟の撤去と体育施設の集約化並びに駐車場整備を行うものでございます。5月29日に電子入札による一般競争入札を実施いたしまして、契約金額、請負金額が1億2,705万円で京田辺市内の上島建設株式会社が落札され、6月4日に仮契約を締結したところでございます。この仮契約につきましては、本議案をご可決いただきました後に本契約として成立するものでございます。

以上、よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長(山内実貴子) 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は、挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（山内実貴子）　ないようでございますので、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子）　異議なしと認めます。

議案第52号の討論を行います。直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子）　討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（山内実貴子）　挙手全員であります。よって議案第52号、体育施設集約化工事請負契約の締結については、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります付託議案審査を終了いたします。

以上で今回文教厚生常任委員会へ付託されました2議案の審査を終了いたしました。

この審査の結果につきましては、文教厚生委員会委員長名をもって、委員会報告書を議長宛てに提出いたします。

ただいま審査いただきました付託議案について、また総務建設常任委員会に付託されている議案につきましても、6月18日の本会議において討論される方は、討論通告書を6月16日火曜日午後5時までに議長宛て提出してください。

◎各課所管事項報告について

○委員長（山内実貴子）　次に、日程第3、各課所管事項報告についてを議題といたします。

学校教育課所管の夏の思い出小学校プール開放について説明を求めます。矢野教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（矢野里志）　改めまして、皆さん、おはようございます。

それでは、私のほうから、所管事項報告ということで、夏の思い出小学校プール開放についてということでご説明をさせていただきます。

資料のほうをご覧くださいと思います。

趣旨につきましては、夏季休業期間中において、町内の子どもたちに水と親しむ機会を提供するとともに、地域の触れ合いと夏の思い出づくりを促進することを目的として、小学校のプール開放を行うものでございます。

場所につきましては、田原小学校及び宇治田原小学校。日時につきましては、田原小学校が、令和8年7月23日木曜日、午前9時から正午まで、宇治田原小学校につきましては、令和8年7月24日金曜日、午前9時から正午までということで、午前8時現在で実施の可否について判断を行うということで予定をしております。

対象者につきましては、校区内の小学生ということで、小学3年生以下につきましては、入水できる付き添い、高校生以上の保護者を必要としているということでしております。参加料につきましては無料。参加申込みにつきましては、令和8年7月10日までに電子申請により申込みをするものということで予定をしております。

安全管理等につきましては、安全確保を最優先といたしまして、監視員ですとか、救護の対応要員、またボランティア等の人員を確保するとともに、準備運動ですとか、ルールの周知、事故発生時の救護対応体制等を整備をしたいというふうに思います。

また、気象警報ですとか、熱中症の特別警戒情報、雷注意報、その他安全な運営が困難であると判断される場合につきましては、中止または中断ということで安全管理を考えております。

事業の周知につきましては、町広報紙7月号を予定しております。また、ホームページ、また、学校を通じて案内文書のほうを配布するということで予定をしております。

説明につきましては以上になります。

○委員長（山内実貴子） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。浅田委員。

○委員（浅田賢茂） では、私のほうから、安全管理に関しまして、こちら、救護体制につきましてお伺いいたします。

こちらのほう、応急救護の講習等は検討されておられるのでしょうか。

○委員長（山内実貴子） 矢野次長。

○教育次長兼学校教育課長（矢野里志） 監視員につきましては、当然救急救命講習というのが必要になります。救護要員につきましても、可能な限り講習を受けていただくことを前提としますが、場合によっては、当然マニュアル等も整備をしますので、マニュアルの配布と周知ということで考えていきたいというふうに思っております。

○委員長（山内実貴子） 浅田委員。

○委員（浅田賢茂） せっかくの子どもたちの楽しいときなので、安全は最優先で行いたいですし、いい思い出になればと私も思っております。

それで、この救護なんですけれども、できるだけ講習等は、多くの方に参加していた

だけのように、周知とその辺のほうをよろしく願いをいたします。例えばこの小学生3年生以下であれば、ご両親、付き添いの方ももし参加できるようであれば、していただいたりとか、先ほど私、去年の一般質問で申し上げましたが、小学生の高学年等もこういう知識をつけるいい機会なのかなと。小学生もあまり恐怖心を与えないように、命の大切さであったり、着衣遊泳は今されているんですかね。そういうときとかに、安全応急救護の対応等を少しずつ学んでいく機会にもなったらいいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（山内実貴子） ほかに質疑ございませんか。山本委員。

○委員（山本 精） 今、話ありましたけれども、安全管理等ということであるんですけれども、この監視員とか、救護対応要員とか地域ボランティア、その募集の方法というのはどういうふうな形でされるのでしょうか。

○委員長（山内実貴子） 矢野次長。

○教育次長兼学校教育課長（矢野里志） 監視員につきましては、教育委員会の職員で実施をしたいというふうに思います。また、救護要員等につきましては、ボランティアの方を募集をしようかなというふうに思っております。

○委員長（山内実貴子） 山本委員。

○委員（山本 精） 分かりました。

ボランティアの募集、もう近いんで、ほぼ一月、二月ぐらいになるんで、早くやらなあかんと思うんですけれども、その辺は一般公募という形になるのか、こちらからこういう方ということでやるのか、その辺はどうなんでしょうか。

○委員長（山内実貴子） 矢野次長。

○教育次長兼学校教育課長（矢野里志） 町の広報紙ですとか、ホームページのほうでこの事業の募集をさせていただきますが、それに併せまして、ボランティアの方の募集もさせていただきたいと思います。また、各種団体ですね、そのほうにこちらからお声がけのほうもしていきたいというふうに考えております。

○委員長（山内実貴子） 山本委員。

○委員（山本 精） 分かりました。

ただこれ、9時から正午までで、来る時間がぴったりその時間に来るとは限らないと思うんですけれども、その辺の管理体制というのも含めて、その辺はどういうふうに考えてはるのかなと思うんですけれども。このところでやると、安全管理のところで

きちっとやりはるというんやったら、それはそれでええと思うんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

○委員長（山内実貴子） 矢野次長。

○教育次長兼学校教育課長（矢野里志） 今回参加申込みにつきましては、事前申込みということで、事前に申込みいただいて、子どもさんの確認ができる、また、緊急時の連絡先なりも申込みのときに書いていただいたりということで、事前に参加者を募るということで予定をしておりますので、当然事業のときにはそのときに児童が来られているか来られていないかというのを確認をして、把握をしていきたいというふうに思っております。

○委員長（山内実貴子） 山本委員。

○委員（山本 精） 今言った時間なんです。9時から正午というふうに決まっていて、その時間帯しかあかんのか、途中で来てもええのかというような感じのことはどうなんでしょうか。

○委員長（山内実貴子） 矢野次長。

○教育次長兼学校教育課長（矢野里志） 基本的には、9時から正午までは開設時間ということですので、何時に来られても対応のほうは可能かなというふうに考えております。

○委員長（山内実貴子） 山本委員。

○委員（山本 精） しっかり安全確認というか、確かにその辺も大事やと思うんで、しっかりと把握していつていただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（山内実貴子） ほかにございませんか。田中委員。

○委員（田中大典） 私から1点お伺いさせていただきたいと思います。

これ、両小学校で開設していただくことになりますけれども、2日ともと参加したいというようなことがあれば、それは可能なんでしょうか。例えば宇治田原小学校の生徒さんだけでも、田原小学校の日、23日しか都合つかないし、23日に参加したいということは可能なんでしょうか。

○委員長（山内実貴子） 矢野次長。

○教育次長兼学校教育課長（矢野里志） 今年度、この事業につきましても初めての事業ということで、本年度につきましては、地域の学校施設を利用するということがありますので、まずは、校区内の子どもたちの交流と安全確保ということで優先をさせていただいております。校区外からの希望につきましては、現時点では、安全管理上の定員制

限等もありますので、原則として校区内の対象というふうに今考えております。

以上になります。

○委員長（山内実貴子） 田中委員。

○委員（田中大典） 分かりました。

以上です。

○委員長（山内実貴子） ほかに質疑のある方はございませんか。浅田委員。

○委員（浅田賢茂） すみません、ちょっと聞き漏れていたんですけども、こちら9時から時間の先ほどの件なんですけれども、これ、原則子どもたちは、親御さんの送り迎えという形で今のところは認識されているのでしょうか。

○委員長（山内実貴子） 矢野次長。

○教育次長兼学校教育課長（矢野里志） 必ず送り迎えではなしに、高学年の子どもさんたちなんかは、もう自分たちで学校のほうに来られると思いますので、そこについては特に制限をしているものではありません。

以上です。

○委員長（山内実貴子） 浅田委員。

○委員（浅田賢茂） その辺もまた周知もいただいて、子どもたちが一緒に夏休みプールバッグを持っていくのをまたすばらしい思い出になるのかなというふうに私も考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

あと、先ほど山本委員からも出ましたけれども、時間ですね。途中参加、途中退場ということになると、人数の多分出欠等がちょっとややこしくなるのかなと思うんですけども、万が一学校内に取り残されていたり、最悪、プールの中にはいたとかいうことだけはないように、十分周知して、研修等、打合せ等入念にさせていただいて実施していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（山内実貴子） ほかに質疑のある方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ないようですので、これにて学校教育課所管事項報告の質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります各課所管事項報告についてを終了いたします。

これで日程に掲げております、ただいま出席の所管分の付託議案審査及び各課所管事

項の報告を終了いたしますが、その他、委員から何かございましたら、挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） 当局から何かございませんか。

（「ございません」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） これで、ただいま出席の所管課に係る事項を終了いたします。

◎その他

○委員長（山内実貴子） 次に、日程第4、その他を議題といたします。

委員から何かございましたら、挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） 当局から何かございませんか。

（「ございません」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） 事務局から。

（「ございません」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ないようでございますので、日程第4、その他について終了いたします。

本日は、付託議案2件及び各課所管事項等、多岐にわたっての審査が終了いたしました。無事に審査を終了できましたことに御礼申し上げます。

本年度も第1四半期の終盤に入り、事業執行が本格化してくる時期となりました。各所管課におかれては、早期の事業着手、速やかな事業進捗を行う中において、適正な執行に努めていただきますよう強く求めておきます。

また、委員会所管に係ります重要事項、懸案事項の報告につきましては、今後においても遺漏のないよう重ねて要望しておきます。

7月の閉会中の委員会においては、第2四半期の執行状況の報告を願う予定としています。7月16日午前10時から予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、本日の文教厚生常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉 会 午前11時09分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

文教厚生常任委員会委員長

山 内 実 貴 子